

東日本大震災の被災者の心の後遺症が深刻化する背景には、復興が目に見える形で進まないことがある。宮城県では二〇一二年三月、プレハブと民間借り上げ住宅を合わせ、最大約四万八千七百世帯が仮設住宅に入居。その後二年間、徐々に減ってきてはいるが、今年一月時点でも約三万七千世帯が暮らす。

1面に連載



復興実感できず

長引く仮設暮らし不安

阪神大震災では、兵庫県内の計十八自治体の仮設住宅に最大で約四万六千六百戸が入居したが、震災発生から五年後の二〇〇〇年一月にはゼロになった。高台移転など、阪神とは異なる事情を抱える東日本大震災の被災地では、いつ解消するのか見通しはない。

宮城県の村井嘉浩知事は昨秋の知事選で、復興住宅建設や集団移転の宅地整備を進め、一七年度までの仮設住宅解消を公約した。だが県は「復興関連事業の進展に伴って変わる可能性がある」と、具体的な計画を明らかにしていない。

長引く仮設暮らしが被災者の心に与えるダメージは、県の調査でも現れている。昨年度、プレハブ仮設の入居者を対象に行った健康調査では45・3%が不安や抑うつなどの「心理的ス

トレス相当」にあたることされた。このうち、うつ病が濃厚で、日常生活に支障をきたす「重症精神障害相当」が約一割、うつ病の疑いがある「気分・不安障害相当」も約一割いた。

阪神大震災で被災者の相談窓口となった兵庫県（このケアセンターの加藤寛センター長は「心の問題は漠然とした不安や不眠、体の症状の訴えがとても多い。回復の基盤になるのは生活再建。就労支援や生活環境の改善なども広い意味でケアになる」と指摘。さまざまな角度から被災者の心を支える重要性を訴える。

阪神と東日本(宮城)の仮設入居の推移

